○総務省告示第三百三十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十六年郵政省告示第八十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十一年郵政省告示第七百六十三号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲		
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
一　削除					

［二　略］

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲		
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
一　警察業務用	㈠　二	奈良県奈良市登大路町二七番地の一（一二三一・二）	奈良県 奈良市　登大路町、花芝町、東向北町、大豆山突抜町、大豆山町、中筋町、内侍原町、高天市町、菖蒲池町、阪新屋町、芝辻町、奥芝町、油阪町、芝辻町一丁目、同二丁目、同四丁目	五〇	〇
	㈡　二	大阪府東大阪市上石切町二丁目一四五一の四四（五八八・二）			

［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。